

## 都市整備部の「運営方針と目標」（平成 28 年度）

都市整備部長 田口 久男

都市整備部調整担当部長 小泉 徹

都市整備部広域まちづくり等担当部長 小出 雅則

### 1 部の使命・目標に関する認識

#### 部の使命・目標

◇「高環境・高福祉のまち」、「緑と水の公園都市」の実現に向け、まちづくり事業を総合的に推進します。具体的には、災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、バリアフリーのまちづくりを重点的に推進し、安全でうるおいのある快適空間のまちづくりを、市民、事業者との協働で進めます。

◇都市計画道路や都市交通環境の整備、緑と水のネットワーク整備、景観や環境への配慮、市民が主体となった地域のまちづくり支援、地域特性を活かした魅力と活力のある再開発事業等を推進します。

◇データベースシステムを活用して、施設保全情報の一元的管理を行うとともに、道路、下水道等を含む公共施設のより総合的かつ計画的な管理を推進し、公共施設の効率的な維持・保全・活用や長寿命化に努めます。

◇下水道施設については、更新とともに広域的な視点からの再構築をめざすこととし、安定した下水道機能の確保、耐震化の向上及び都市型水害対策を促進します。

#### 各課の役割

都市整備部は、都市計画課、まちづくり推進課、公共施設課、道路交通課、建築指導課、水再生課、緑と公園課の7課で構成されています。「人間のあすへのまち」の実現をめざし、安全とうるおいのある快適空間のまちをつくるため、①都市計画及び住宅政策、②都市計画道路及び再開発、③公共施設の一元管理、④道路、橋梁等及び都市交通、交通安全対策、⑤建築基準行政、⑥下水道、⑦緑化及び公園などを役割分担し、連携しながらその推進及び整備を行っていきます。

### 2 部の経営資源（平成 28 年 4 月 1 日現在）

#### ① 職員数

##### 職員数

都市整備部職員 122 人

職員比率（正規職員）都市整備部 122 人／市職員 999 人 職員比率 約 12.2%

#### ② 予算規模

##### 予算規模

平成28年度都市整備部予算額

一般会計 3,539,018,000円

下水道事業特別会計 2,827,842,000円

### 3 部の実施方針及び個別事業の目標等

#### 実施方針

##### ◇緑と水の公園都市をめざす事業の推進

緑と水の公園都市の実現に向けて、「緑と水の基本計画 2022（第1次改定）」に基づき、大沢の里整備事業をはじめとする拠点整備、自然緑地等の保全、公園緑地等の公有地化や整備の促進など、市民が安全で安心して憩い集える空間等の創出を進めます。また、市民との協働の取り組みを引き続き推進するため、NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会と連携を図りながら、ガーデニングフェスタ 2016 の開催、市民参加で取り組む街かど花壇づくり、花と緑の広場の運営等を推進します。さらに、市内に残る都市農地及び緑地等については、「農地の保全に向けた基本方針」等に基づき農地及び緑地等の保全・活用を推進します。土地利用では、大規模敷地の土地利用転換等の把握に努め、適切な時期に用途地域の見直しを行うための検討や地区計画・景観協定の活用を図ります。また、三鷹らしい景観づくりに向けて、平成 28 年 3 月に策定した「三鷹市公共施設景観づくりの手引き」を活用し、公共施設整備を通じて景観づくりの先導的な役割を担っていきます。空き家等については、空き家等となっている原因を調査・研究し対応策を検討します。こうした取り組みやまちづくりの全般的な事業を通して、緑と水の豊かで良好な都市環境の創出に取り組みます。

##### ◇都市計画道路の整備

都市計画道路等の幹線道路の適切なネットワーク化を図るため、優先順位の高い路線から順次整備が進められるよう取り組みます。

市施行の都市計画道路の整備としては、引き続き三鷹都市計画道路 3・4・13 号及び「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」を活用して事業着手した三鷹都市計画道路 3・4・7 号の八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間約 235m について、用地買収や電線類の地中化に向けた取り組みを進めます。

また、安全なみちづくりの観点から、市民参加によるみちづくり・まちづくりへの取り組みが始まっている地域では、これを支援し、協働の取り組みを推進します。平成 28 年 3 月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、東京都及び近隣区市とも連携して都市計画道路の整備を推進します。

##### ◇東京外かく環状道路事業

三鷹地区検討会等で提案された課題について、国・東京都が策定した「対応の方針」が、確実に実行されるよう、引き続き国・東京都に対し強く要請します。

市へ与える影響と対策については、多岐にわたる検討課題について、助言者会議等の意見を聴きながら、慎重に調査・検討を行うとともに、平成 28 年 3 月に策定した「北野の里（仮称）まちづくり方針」に基づき、段階的かつ計画的に北野の里（仮称）の具現化を進めるため、「北野の里（仮称）まちづくり整備計画（仮称）」の策定に取り組みます。また、「外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会」を地元住民との協働により運営し、工事期間中等の地域の安全・安心に取り組みます。さらに、周辺都市計画道路の事業化に向けて関係機関と協議を進めるなど、協働によるまちづくりの展開を図ります。

##### ◇三鷹駅前再開発事業の推進

「三鷹駅前地区再開発基本計画 2022」を策定し、都市の危機管理、都市の活性化、

良好な市街地の形成、まちの個性の創出、環境に配慮したまちづくりの5つの基本的な視点のもと、歩行者などの回遊性やにぎわいの創出、景観づくりの誘導などにより、質の高い総合的なまちづくりを進めます。

また、三鷹駅南口中央通り東地区については、UR 都市機構と連携し、三鷹駅前地区の活性化の拠点となるよう、市街地再開発事業等を活用した面的なまちづくりを検討するとともに、事業化に向けた取り組みを進め、関係権利者の合意形成と都市計画決定に向けて取り組みます。

#### ◇都市交通環境の整備

「交通総合協働計画 2022（第1次改定）」に基づき、地域公共交通活性化協議会において協議を行いながら、公共交通環境の充実に向けた事業実施を検討します。バス交通については、「コミュニティバス事業基本方針」に基づき、既存路線について、都市再生事業と連携を図る等の見直しを進め、市域全体の交通利便性の向上に向けて、みたかバスネットの推進を図ります。

また、「駐輪場整備基本方針」に基づき、利便性の高い安定的な駐輪場の運営・整備や受益者負担の適正化などについて引き続き推進します。さらに、鉄道駅周辺の放置自転車対策や既存の駐輪場をより効率的に活用する仕組みとして、サイクルシェア事業に向けた取り組みを実施します。あわせて、自転車に関する事故が多いことから、三鷹警察署と連携して、道路交通法の改正について情報提供に努めるとともに自転車の安全利用や交通ルール・マナーの周知に関する啓発活動等の取り組みを推進します。

#### ◇耐震改修の促進

先の東日本大震災を機に建築物の耐震性への関心が高まる中、平成24年度に改定した「耐震改修促進計画」に基づいて、対象建築物の耐震化を計画的に進めていきます。具体的な施策としては、老朽化し耐震性に課題のある公共施設等を集約する三鷹中央防災公園・元気創造プラザ整備事業等を推進するとともに、平成24年度から耐震診断が義務付けられた特定緊急輸送道路沿道建築物について、東京都と連携を図りながら優先的に耐震化を進めます。

#### ◇下水道事業の推進

集中豪雨による都市型水害に対応するため、中仙川改修事業を実施するとともに道路雨水貯留浸透施設等の設置を推進します。また、長寿命化及び地震対策事業を統合した「下水道再生計画」に基づき、下水道施設の改築及び耐震化を行い、安全安心な生活環境の確保に努めます。

さらに、市単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道への編入について、関係機関との協議を進めるとともに、編入までの間、東部水再生センターの延命化に取り組みます。

#### ◇建築基準行政の推進

市民の生活基盤である建築物の建築基準法令等を遵守することは、安全で安心なまちづくりの根幹となるものです。建築物の安全性確保のため、平成26年度に計画期間が満了した「建築安全マネジメント計画」について、平成26年の建築基準法改正や国の技術的助言を踏まえ、内容の見直しを行い新たに策定するとともに、庁内関係部課はもとより、「三鷹市雑居ビル等に関する安全対策連絡協議会」の構成委員でもある警察、消防及び保健所と積極的な連携を図り、安全で安心なまちづくりに

向けた取り組みを進めます。

#### ◇公共施設ファシリティ・マネジメントの推進

公共施設の効率的な維持・保全・活用や長寿命化をめざし、施設の現状を踏まえた工事内容の精査、的確な修繕・更新工事の実施、施設所管課による継続的で安定した施設管理の啓発等を重視しながら、「公共施設維持・保全計画 2022」を着実に進めます。また、平成 27 年度に策定した「第二次保全実施計画」に基づき、防災上重要な公共建築物の耐震化を最優先に、市有地の利活用や施設の更新・再配置等に取り組む、ファシリティ・マネジメントの推進を図ります。

さらに、道路、下水道等を含む市が保有する公共施設のより総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成 27 年度に行った対象施設の洗い出しや基礎データの整理を基に、「公共施設等総合管理計画」を策定します。

#### 個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

##### 1 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推進（まちづくり推進課）

「三鷹駅前地区再開発基本計画 2022」に基づき、三鷹駅南口中央通り東地区（三鷹センター周辺・文化劇場跡地）の再開発事業が、市の「玄関口」のシンボルにふさわしい地区の活性化の拠点として、回遊性やにぎわいの創出が図られるよう検討を進め、地元の合意形成を図るとともに、UR 都市機構との連携を強化し、市街地再開発事業等に向けた取り組みを進めます。

また、まちづくりや景観の観点から高度利用地区と市街地再開発事業に加えて、地区計画等の面的なまちづくりについて検討し、都市計画手続きを進めます。

##### 【目標指標】

- ・高度利用地区、市街地再開発事業、地区計画の都市計画決定に向けた取り組み

##### 2 用途地域等の見直し（都市計画課）

平成 27 年度に策定した「用途地域等の見直し方針」に基づき、個別に抽出した地域における具体的な課題について見直しの時期を検討しながら対応を進めます。

下連雀五丁目第二地区（日本無線株式会社三鷹製作所跡地等）については、適切な時期に用途地域等の変更の都市計画決定ができるよう取り組みます。また、東京外かく環状道路中央ジャンクション周辺等の土地利用転換が図られる地域については、用途地域等の見直しに向けて土地利用の方針を検討します。

##### 【目標指標】

- ・下連雀五丁目第二地区（日本無線株式会社三鷹製作所跡地等）の用途地域等の変更
- ・東京外かく環状道路中央ジャンクション周辺等における土地利用の方針の検討

##### 3 「公共施設等総合管理計画」の策定及び固定資産台帳の整備（公共施設課）

市が保有する建物に加え、道路、橋梁等の土木構造物、下水道、下水処理施設等を含む公共施設について、総合的かつ計画的な管理を推進するためのマネジメント基本方針として「公共施設等総合管理計画」を策定します。また、公共施設等総合管理計画の資料編として施設の基礎情報をまとめた「施設カルテ」を作成します。

固定資産台帳については、平成 27 年度に作成した固定資産台帳整備マニュアルに則って、市が保有する固定資産（道路、公園、学校等）のデータ整備及び開始

時簿価の算定を行い、固定資産台帳を整備します。

【目標指標】

- ・「公共施設等総合管理計画」の策定及び固定資産台帳の整備

4 災害に強い下水道の整備及び下水道施設の長寿命化等の推進（水再生課）

災害に強い下水道の整備の推進として、集中豪雨による都市型水害に対応するため、浸水被害が発生する恐れがある箇所に道路雨水貯留浸透施設等の設置及び緊急を要する中原地区において中仙川改修事業を実施するとともに、甲州街道付近の水害対策について対策案の検討を調布市・国・東京都と進めていきます。

また、「下水道再生計画」に基づき、長寿命化対策事業として、東部水再生センターの監視制御設備等更新工事を実施するとともに、管路施設の点検調査であるスクリーニング調査と管更生工事を実施します。さらに、地震対策事業として、震災時にも継続して使用可能な下水道施設をめざし、東部水再生センターの電気棟・汚泥棟の耐震工事や防災拠点周辺の下水道施設の耐震化工事等を行い、災害に強い下水道施設の推進を図ります。

【目標指標】

- ・集中豪雨による都市型水害対策の推進
- ・長寿命化事業として下水道施設の改築
- ・地震対策事業として下水道施設の耐震化

5 三鷹台駅前周辺地区のまちづくりの推進・市道第 135 号線（三鷹台駅前通り）整備の促進（まちづくり推進課、道路交通課）

三鷹市の東部地区の玄関口にふさわしい都市空間を創出するため、関係権利者や地元住民等の意見を聴きながら、「まちづくり推進地区整備方針」の策定に取り組みます。三鷹台駅前通りについては、地域住民や関係権利者の意向を踏まえ、道路や駅前広場のあり方等について検討し、都市計画変更手続きに向けて取り組みます。地域のまちづくり活動については、引き続き、(株)まちづくり三鷹とともに支援を行います。

また、平成 17 年 10 月に策定した「市道第 135 号線緊急整備方針」に基づき、三鷹台駅前周辺地域（三鷹台駅前交番～立教女学院区間、延長約 232m）について、バリアフリーに配慮した歩行空間の整備を行うため、引き続き街築整備及び電線類の地中化等に取り組みます。

【目標指標】

- ・「まちづくり推進地区整備方針」の策定
- ・街築及び電線共同溝等の整備

6 東京外かく環状道路に伴うまちづくりの推進（まちづくり推進課）

平成 21 年に国・東京都が示した「対応の方針」が確実に実行されるよう、引き続き国・東京都に強く要請します。

用地買収等の事業実施に伴う現況のコミュニティへの影響や中央ジャンクション上部利用について、平成 28 年 3 月に策定した「北野の里（仮称）まちづくり方針」に基づき、段階的かつ計画的に北野の里（仮称）の具現化を進めるため、「北野の里（仮称）まちづくり整備計画（仮称）」の策定に向け、市民、事業者、国及び東京都と連携・協働して進めていきます。また、北野地区の交通安全及び防犯対策について話し合う、「外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会」を地元住民と協働で運営し、工事期間中等の地域の安全・安心に取り組みます。さ

らに、周辺都市計画道路の事業化に向けて関係機関と協議を進めるなど、協働によるまちづくりが進むよう積極的に取り組みます。

多岐にわたる課題について、柔軟に対応できるよう助言者会議等で検討するとともに、平成 22 年に農業法人と締結した「都市農地の保全等に関するパートナーシップ協定」に基づき、都市農地の維持管理に係る実証実験に取り組み、都市農地の保全等について、国・東京都に強く働きかけるとともに、新たな仕組みづくりについて検討します。

**【目標指標】**

- ・「北野の里（仮称）まちづくり整備計画（仮称）」の策定に向けた取り組み
- ・ジャンクション周辺地域のまちづくりと連携したまちづくりについての調査・検討

7 三鷹駅南口ペDESTリアンデッキの改修に向けた取り組み（道路交通課）

三鷹駅南口ペDESTリアンデッキは、供用開始から 20 年以上が経過しており、降雨時に冠水など不具合の発生が年々増加しています。平成 27 年度に行ったペDESTリアンデッキの点検調査結果に基づき改修等工事に向けた設計を実施します。

**【目標指標】**

- ・三鷹駅南口ペDESTリアンデッキの改修等工事に向けた設計

8 みたかバスネットの見直し（道路交通課）

みたかバスネットについては、既存コミュニティバスの利用状況等の現状を踏まえ、路線バスとの連携を図り、より利便性の高いバスネットが構築できるような地域公共交通活性化協議会での協議等により検討を進めます。平成 27 年度に策定した「コミュニティバス事業基本方針に基づく第二期見直し計画」の実施に向けた取組みとして、西部ルートと三鷹台ルートの統合や杏林大学病院周辺のルートの見直し、三鷹中央防災公園・元気創造プラザへの乗り入れなど、関係機関との調整や利用者への周知等を図ります。

**【目標指標】**

- ・「コミュニティバス事業基本方針に基づく第二期見直し計画」の事業実施

9 外国人観光の促進に向けた案内・誘導サインの多言語化

（都市計画課、道路交通課、緑と公園課）

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、三鷹市を訪れる外国人が観光しやすく、三鷹市在住の外国人も利用しやすい魅力的なまちづくりを推進するため、三鷹駅前からジブリ美術館のエリアにおいて案内・誘導サインの多言語化を図ります。

**【目標指標】**

- ・公共施設案内標識の多言語化（5 箇所）
- ・道路愛称名標識の多言語化（4 箇所）

10 サイクルシェア事業に向けた取り組み（道路交通課）

限りある駐輪場をより効率的に活用し、「放置自転車数の減少」「環境負荷の軽減」「まちの活性化」等の効果が期待できるサイクルシェア事業に向けて取り組みます。平成 28 年度の杏林大学井の頭キャンパスの開設に伴う自転車利用者の増加にも対応するため、三鷹駅を利用する市民 80 人と三鷹駅から杏林大学井の頭キャ

ンパス間を利用する学生 80 人を対象にサイクルシェアの社会実験を実施します。

【目標指標】

- ・サイクルシェア事業に向けた社会実験の実施及び検証

11 花と緑のまちづくりの推進（緑と公園課）

緑と水の公園都市の実現に向けて、都市公園等の公有地化や整備・改修を進め、市民が安全で安心して憩い集える空間等の創出を進めます。まちなかグリーンベルト創出事業においては、モデル地区内で緑化箇所の選定やデザインを決定して緑化工事の助成を行い、町会・まちづくり協議会等と地域コミュニティの創出を図りながら緑化の推進に取り組みます。

NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会が行う講座、人材の育成事業、緑の保全・緑化推進事業等への支援を行います。また、ガーデニングフェスタの開催、公園緑地や公共施設を活用したコミュニティガーデン等の管理、ふれあいの里のイベント等を同協会に委託し、市民、事業者との協働による花と緑のまちづくり事業の展開を図ります。

【目標指標】

- ・公園の改修整備及び公有地化
- ・まちなかグリーンベルト創出事業の実施
- ・NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会と協働した花と緑のまちづくりの推進

12 空き家等の管理不適切な建築物に関する適正管理の推進（都市計画課）

空き家等に対する取り組みについては、都の空き家等活用事業に関する補助制度等について事業者に対して情報提供を行うほか、空き家等の現状調査を実施し、空き家等になった原因を把握したうえで、具体的な対応策や「空家等対策計画」の策定などについて検討します。

また、検討にあたっては、所有者等による自主的な対応を促すことを念頭に置きながら、その影響が広範な分野にわたることから、庁内横断的な連携を図りながら取り組みます。

【目標指標】

- ・空き家等の現状調査の実施
- ・庁内横断的な連携による具体的な対応策や「空家等対策計画」の策定などの検討

13 都市計画道路整備の促進【3・4・13号（牟礼）】【3・4・7号（連雀通り）】  
（まちづくり推進課、道路交通課）

三鷹都市計画道路3・4・13号（牟礼）は、連雀通り（都道134号）から人見街道（都道110号）までの区間であり、平成12年度に完了した人見街道から三鷹都市計画道路3・2・2号（東八道路）を南北に結び、周辺地域の生活道路に進入している通過交通を分散し、交通渋滞の緩和と安全性を高めることを目的としています。

引き続き用地取得を進めるとともに、事業の進捗状況にあわせて延焼遮断帯の確保による防災震災対策、安全で快適な歩行空間の確保及び都市景観の向上等の目的のために、電線類の地中化に向けた予備設計及び関係機関との協議を行います。

三鷹都市計画道路3・4・7号（連雀通り）については平成21年4月に東京都と「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」の協定を結び、八幡前交差点～

下連雀七丁目交差点間約 235mについて事業に着手しました。引き続き用地取得を進めるとともに、都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保及び都市景観の向上等の目的のために、道路の詳細設計等を行います。

また、本事業にあわせて、東京都が本区間の東側から狐久保交差点付近までの間について街路事業を行っていることから、東京都と調整・連携を図りながら、事業を進めていきます。

「連雀通り商店街地区」については、東京都が施行する街路事業と一体的に、「まちづくり推進地区整備方針」に基づくまちづくりが推進できるよう、東京都と協議を進めます。

**【目標指標】**

- ・ 3・4・13号（牟礼）：用地取得率 91.0%、電線類の地中化に向けた予備設計等の実施
- ・ 3・4・7号（連雀通り）：用地取得率 100%、道路の詳細設計等の実施